## （提供書面）

## 第 9 期 $\left(\begin{array}{l}\text { 平成 } 20 \text { 年4月1日から成 } 21 \text { 年3月31日まで }\end{array}\right)$ 事業報告

## 1．当行の現況に関する事項

## （1）企業集団の事業の経過および成果等

【企業集団の主要な事業内容】
当行グループは，平成 21 年 3 月 31 日現在，当行，子会社 225 社（らち株式会社アプラス，昭和リース株式会社，新生フィナンシャル株式会社等の連結される子会社および子法人等 126 社，非連結の子会社および子法人等 99 社）および関連法人等 30 社（持分法適用会社。日盛金融控股股份有限公司等）で構成され，銀行業務を中心に，証券業務，信託業務など総合的な金融 サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業にかかわる位置付けは次のとおりであります。
（銀行業務）
当行の本店のほか国内支店，一部の子会社および子法人等ならびに一部の関連法人等（持分法適用会社）において，預金業務，債券業務，貸出および債務保証業務，内国為替業務，外国為替業務，有価証券投資業務，商品有価証券売買業務，証券化業務，クレジットトレー ディング業務，ノンリコースファイナンス業務，M\＆A業務，企業再生業務，コンシューマー ファイナンス業務およびコマーシャルファイナンス業務などを行っております。

## （証券業務）

国内子会社の新生証券株式会社において，証券化業務，債券引受販売業務などを行ってお ります。

## （信託業務）

国内子会社の新生信託銀行株式会社において，金銭債権信託業務，有価証券信託業務，特定金外信託業務などを行っております。

## （その他の業務）

国内子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において，投資信託委託業務，投資顧問業務などを，同じく，国内子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（注記）旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社は，平成21年4月1日付けで新生 フィナンシャル株式会社に商号変更しております。

## 【金融経済環境】

当事業年度は，米国証券大手であるベアー・スターンズが平成 20 年 3 月に救済されたこと などを受け，サブプライムローンによる損失処理も峠を越えたとして，いったんは株式市場 も落ち着きを取り戻しましたが，景気の早期回復期待や投機的な資金の流入などから商品市場が急騰しました。原油価格は平成20年7月には1 バレル＝140ドルを超え，市民の生活にも影響を与える一方で，インフレ懸念から長期金利も急上昇し，代表的な銘柄である10年国債 は平成 20 年 4 月からの 3 カ月間で $0.5 \%$ 以上の大きな上昇となりました。

しかし，金融機関の業績回復が予想より遅れることが伝わる中で，夏場以降，金融機関の投資資金回収の動きが強まり，市場の流動性は急速に縮小しました。平成 20 年 9 月には米国証券大手のリーマン・ブラザーズが破たんしたことによって，日本も含め全世界で金融市場

が従来の機能を果たせなくなり，「100年に一度」と言われる金融不安が起こりました。
さらには，不動産価格の下落が顕在化し，消費生活にも大きな変化が現れました。米国の みならず日本でも年明けより自動車の販売台数が大きく落ち込むなどし，また，秋以降急速 に円高が進んだ結果，輸出企業が打撃を受けるなど，金融だけでなく全業種にわたって景況感の悪化は深刻なものとなりました。

このような経済危機状況に対して，主要国の中央銀行は一致して，金利引き下げと金融支援を過去最大の規模で行ってきました。日本銀行でも，平成 20 年 10 月以降政策金利を 2 回に わたって引き下げて $0.1 \%$ とするほか，金融機関保有株式の買い取り，社債の買い取りといっ た積極的な政策を行い，信用収縮に歯止めを掛けようとしています。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

当行は，平成 20 年 6 月に，従来コンシューマーアンドコマーシャルファイナンス業務とし ていた分野のうち，リース業務を中心とするコマーシャルファイナンス業務を従来の法人向 け銀行業務と統合し，法人•商品部門に，そしてコンシューマーファイナンス業務を従来の リテールバンキング業務と統合し，新たに個人部門とする，お客さまの視点に立った組織改編を行い，従来にも増して，より効率よく，迅速に，グループ全体で法人および個人のお客 さまに，幅広い金融商品・サービスを提供するための取り組みを行ってまいりました。
（法人•商品部門）
法人向け銀行業務とリース業務を統合した法人•商品部門では，大企業から中堅企業を中心とした事業法人，金融法人，公共法人のお客さまに対し，伝統的な法人向け金融商品・サー ビスに加え，お客さまを担当するリレーションシップ・マネージャー（営業担当）と金融商品・サービスの専門家（商品担当）が協働しながら，革新性や機動性を活かした付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションのご提供に取り組んでおります。平成20年6月に は，事業法人，金融法人，公共法人に分かれていた各顧客本部を，法人営業本部として統合 し，従来の顧客分類にとらわれることなく，より広い視野に立ち，お客さまに対する適切な金融商品・サービス提供力を一層強化する取り組みを実施いたしました。

当事業年度は，米国•欧州における市場環境の悪化や，国内景気の悪化により事業環境は大きな影響を受けました。特に海外投資を含む証券化，海外向け貸出，キャピタルマーケッ ツの分野は大変厳しい状況となりましたが，業績低迷の要因となった自己勘定による投資を含む海外投融資については，早期の収益力回復へ向け，積極的に縮小させるべく，当事業年度において適切な損失処理を実施してまいりました。あわせて，経営資源をより国内事業に配分し，お客さまの声に今まで以上に注意深く耳を傾け，適切にリスク管理を行いながら，

お客さまのニーズに応える商品・サービスを提供する，という基本に立ち返った業務運営を行ら体制を構築してまいりました。
法人向け銀行業務の中心のひとつである貸出については，収益性，資産の質に留意しなが ら，お客さまのニーズにお応えしてまいりました。不動産ノンリコースローンの分野では，与信集中リスクや適切なリスク・リターン水準確保に留意のうえ，厳選された案件運営を行 らとともに，物件の査定を保守的に行い適切な引当金を積むなど，慎重な運営を行ってまい りました。不良債権の購入•回収•売却を行うクレジットトレーディングについては，国内外の市場で不良債権，要注意債権などへの投資，回収を行い，国内外の堅調な案件実行と回収により実績を積み上げてまいりました。
昭和リース株式会社においては，平成 20 年 7 月にきらやかリース株式会社（山形県）を買収する一方，業務効率向上のため9月には子会社であった昭和オートレンタリース株式会社 を売却し，業務効率を向上させつつ，昭和リース株式会社の強みを活かした事業チャネルの拡大を図っています。
（個人部門）
従来のリテールバンキングとコンシューマーファイナンス業務を統合した個人部門では，資産運用商品からローン商品まで，お客さま一人ひとりのライフステージに合わせた一連の金融商品とサービスの提供力の強化に取り組むとともに，コンシューマーファイナンス業務 の強化と業務の効率化に取り組んでまいりました。

リテールバンキング業務においては，平成21年1月に，総合口座「PowerFlex」（パワーフ レックス）をご利用のすべてのお客さまを対象に，お客さまのお取引状況に応じた3つのス テージ（「新生プラチナ」，「新生ゴールド」，「新生スタンダード」）別にサービスをご提供する「新生ステップアッププログラム」を開始し，お客さまそれぞれのライフステージ やニーズに合わせた付加価値の高い商品・サービスの提供と，お客さまとのより緊密なお取引への取り組みを，従来以上に強化してまいりました。また，店舗とインターネットやコー ルセンターなどのリモートチャネルを効果的に組み合わせた，利便性の高い商品・サービス のご提供により，パワーフレックスの新規開設は順調に推移し，口座数は平成21年3月末に は従来からの口座を含め 240 万口座を超えております。当行の安定的な資金調達基盤である個人預金残高は，順調な長期•短期のキャンペーン定期預金などにより，平成21年3月末現在 で 5 兆円を突破し，仕組預金，年金，保険投資商品を含む個人預り資産残高全体で平成21年 3月末現在，6．1兆円超となりました。また，住宅ローンについても，手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス，さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され，「パワースマート

住宅ローン」の取扱いも堅調に推移しております。
コンシューマーファイナンス業務においては，平成20年9月に，個人向け無担保ローンを
「レイク」ブランドで展開するGEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月に新生フィナンシャル株式会社に商号変更：以下「新生フィナンシャル」）およびその子会社 を買収し，当行コンシューマーファイナンス業務の営業基盤の拡大を図るとともに，平成21年 2 月には，当行グループにおけるコンシューマーファイナンス業務の更なる強化のため，新生フィナンシャル，シンキ株式会社（以下「シンキ」），株式会社アプラス（以下「アプ ラス」）を含めたグループ全体での事業の包括的な見直しに本格的に着手いたしました。具体的には，（1）新生フィナンシャルとシンキの経営資源の有効活用や効率性の向上を目指す業務統合委員会の設立，（2）当行および新生フィナンシャルによるシンキへの株式公開買付け実施，（3）新生フィナンシャルにおける「レイク」有人店舗の削減とクレジットカード業務およ び住宅ローン業務からの撤退，（4）アプラスによる業務効率向上への取り組みおよび収益性改善のための手数料体系の見直し，などの施策に取り組んでまいりました。平成21年3月には，株式公開買付けの結果，シンキは当行と新生フィナンシャルが株式の $96.80 \%$ を保有する子会社（公開買付け前は当行が $67.77 \%$ の株式を保有する子会社）となりました。今後とも，当行 コンシューマーファイナンス業務の効率性の向上，競争力の強化に，当行の強みであるIT技術を活用しながら取り組んでまいります。

## （財務基盤）

平成 21 年 3 月に，当行が議決権を $100 \%$ 保有する海外特別目的子会社が，当行グループの Tier I資本の強化を図るため，国内において総額482億円の優先出資証券を発行いたしました。

## （業績）

以上のような事業の経過のもと，当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。 なお，連結子会社は銀行業以外に一部で証券，信託等の事業を営んでおりますが，それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため，事業全体の業績を記載しております。 また，新生フィナンシャル株式会社は平成 20 年 9 月 22 日付で当行の連結子会社となったこと から，同社の貸借対照表及び同年10月1日以降の損益計算書を連結しております。

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は11兆9，491億円（前連結会計年度末比4，234億円増加）となりました。主要な勘定残高といたしましては，預金•譲渡性預金が 6兆2，721億円（同比4，654億円増加）で，債券は6，755億円（同比131億円増加），貸出金につ きましては 5 兆 8 ，769億円（同比2，546億円増加）となりました。
損益面では当連結会計年度の経常収益は6，016億円（前連結会計年度比81億円増加），経常費用は7，649億円（同比1，827億円増加）となりました。この結果，連結経常損失は1，633億円
（前連結会計年度は連結経常利益 112 億円）となり，特別利益 1,009 億円，特別損失 566 億円，法人税等 34 億円（損），法人税等調整額 70 億円（損），少数株主利益 135 億円（損）等を加え た連結当期純損失は1，430億円（前連結会計年度は連結当期純利益601億円）となりました。

【企業集団が対処すべき課題】
当行グループは，当事業年度において，業績低迷の主な要因となった自己勘定による投資 を含む海外投融資等について，早期の収益力回復に向け，適切な損失処理を実施するととも に，リスク管理機能を強化し，経営資源をより国内事業に配分し，お客さまのニーズに徹底的に応えるという，＂基本＂に立ち返る姿勢で業務に取り組んでまいりました。今後とも，収益力の回復に向け，各種戦略施策，体制の強化に取り組んでまいります。

1．お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的•安定的な収益の計上

当行グループは，多様化•高度化するお客さまのニーズに対して，最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し，付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供 するとともに，グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで，長期的•安定的な収益の計上を目指してまいります。
（法人•商品部門）
自己勘定による投資を含む海外投融資については早期に処理を完了させ，法人•商品部門全体の収益力の回復に取り組んでまいります。具体的には，事業法人向け貸出については，中堅企業を中心とした事業法人，公共法人に注力し，顧客基盤拡大を図るとともに，従来以上に営業担当と商品担当が協働しつつ，付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的 に取り組んでまいります。不動産ノンリコースローンについては，不動産市況の動向を注視 しつつ適切なリスク・リターン水準の確保を目指してまいります。また，不良債権の購入•回収•売却を行らクレジットトレーディングについては経済環境の変化をとらえつつ，積極的に推進してまいります。為替やデリバティブ取引をはじめとしたキャピタルマーケッツ業務については対顧客取引に注力し安定した収益計上を目指してまいります。

## （個人部門）

リテールバンキング業務においては，お客さまのライフステージにあわせた商品提供力の強化になお一層取り組むと同時に，個人のお客さまの金融取引•商品にかかわるニーズに対 し，適切に対応できる提案力を強化してまいります。また，法規制の変更，市場の縮小，業界再編等，厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については，グループ子会社間の経営資源の有効活用とITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え，資産運用商品からローン商品まで，リテールバンキング，子会社間の垣根を越え た，個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により，真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

2．リスク管理，コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営
当行は，グループ会社を含めた，「バーゼルII」（銀行法に基づく自己資本比率規制で，当行は内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リター ンの的確な把握を通じて，経営資源の最適な配分を実現し，バランスのとれた業務運営によ り一層努めてまいります。

当行は，委員会設置会社として，経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制 を確立しております。取締役会に加えて過半数が社外取締役から構成される指名委員会，監査委員会および報酬委員会を設置し，経営の監督にあたるとともに，執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行グループは，当事業年度末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」
（いわゆる＂J－SOX＂）への対応体制の整備を完了しており，内部統制システムの運用強化と，監査機能の充実を図るとともに，金融商品取引法の規定に沿い，お客さま保護を念頭におい たコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に努めてまいります。加えて上場企業として，投資家の目線に立った適時，適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでま いります。

3．経営健全化計画の達成
当行は，当事業年度においては，米国•欧州そして日本における市場環境悪化の影響や，子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから，単体実質業務純損失が 653 億円，単体当期純損失が1，570億円となり，経営健全化計画を下回る結果となりました。平成19年6月には平成19年3月期決算が経営健全化計画を大きく下回ったことから業務改善命令を金融庁から受け，同年 8 月には業務改善計画を踏まえた新たな経営健全化計画を金融庁に提出し ておりますが，公的資金による資本注入を受けている銀行としまして，経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。今期修正計画を提出する予定でありますが，今後は経営健全化計画を達成するよう，より一層，各業務における収益基盤の強化，経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて，全行が一丸となって業務に取り組んでまいる所存で ございます。

今後とも，皆さまには，なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。
（注記） 3 については，関連法人等を含まない記述となっております。

## （2）企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況
（単位：億円）

|  |  |  |  |  |  | 平成 17 年度 （第6期） | 平成 18 年度 （第7期） | 平成 19 年度 （第8期） | 平成 20 年度 （当期） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 連 | 結 | 経 | 常 | 収 |  | 5， 290 | 5，600 | 5， 935 | 6， 016 |
| 連 結 経 常 <br> （ $\triangle$ は連結経常損失） |  |  |  |  |  | 714 | 231 | 112 | $\triangle 1,633$ |
| $\begin{aligned} & \text { 連 結 当 期 純 利 益 } \\ & (\triangle \text { は連結当期純損失) } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  |  |  | 760 | $\triangle 609$ | 601 | $\triangle 1,430$ |
| 連 | 結 | 純 | 資 | 産 | 額 | 8，553 | 9， 332 | 9，652 | 7，674 |
| 連 | 結 | 総 |  | 資 | 産 | 94， 050 | 108， 376 | 115， 257 | 119， 491 |

（注）1．記載金額は，単位未満を切り捨てて表示しております。
2．連結当期純損益につきましては，平成19年度の連結当期純利益601億円から平成20年度（当期）は連結当期純損失1，430億円となっておりますが，世界的な経済環境の悪化および金融市場の混乱を受け，有価証券の減損や貸倒引当金の繰入増を余儀なくされたことが主因であります。

ロ．当行の財産及び損益の状況
（単位：億円）


（注）1．記載金額は，単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
預金の増加は，個人の預金ニーズの高まりにより増加したことなどによるものです。
3．債券発行高の増加は，期間 5 年の債券が減少する一方で，期間の短い債券が増加したことなどによ るものです。
4．社債の減少は，劣後社債などが減少したことによるものです。
5．貸出金の減少は，住宅ローン残高が増加する一方で，企業向け一般貸出残高などが減少したことに よるものです。
6．特定取引資産の増加は，金融派生商品などが増加したことによるものです。
7．特定取引負債の増加は，金融派生商品などが増加したことによるものです。
8．有価証券の増加は，国債及び株式が増加したことなどによるものです。
9．税引後当期純損益につきましては，平成19年度の当期純利益532億円から平成20年度（当期）は当期純損失1，570億円となっておりますが，世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱を受け，有価証券の減損や貸倒引当金の繰入増を余儀なくされたことが主因であります。
（3）企業集団の使用人の状況

|  | 当 年 度 末 |  |  |  |  | 前 年 度 末 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 銀行業務 | 証券業務 | 信託業務 | その他 | 計 | 銀行業務 | 証券業務 | 信託業務 | その他 | 計 |
| 使用人数 | 人 ${ }_{5,984}$ | $\underset{137}{\text { 人 }}$ | $\underset{72}{\text { 人 }}$ | $\underset{813}{\text { 人 }}$ | $\underset{7,006}{\text { 人 }}$ | $\underset{4,592}{\text { 人 }}$ | $\underset{168}{\text { 人 }}$ | $\begin{aligned} & \text { 人 } \\ & 99 \end{aligned}$ | 人 | $\underset{5,245}{\text { 人 }}$ |

（注）使用人数には，海外の現地採用者を含んでおります。

## （4）企業集団の主要な営業所等の状況

イ・銀行業務
（1）当行の営業所数の推移

（注）当年度末において店舗外ATMを174力所設置しております。
（2）当行の当年度新設営業所

| 営 | 業 | 所 | 名 |  | 所 |  |  |  |  | 在 |  |  |  |  | 地 |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 町 | 田 | 支 | 店 | 東 | 京 | 都 | 町 | 田 | 市 | 原 | 町 | 田 | 6 | - | 14 | - | 15 |

（3）銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。
（4）銀行が営む銀行代理業等の状況該当事項はありません。

ロ．銀行業務（上記イ．を除く）
主要な会社名とその主要な営業所


八。証券業務
主要な会社名とその主要な営業所


二．信託業務
主要な会社名とその主要な営業所

| 会 | 社 | 名 | 営 | 業 | 所 | 名 | 所 | 在 |  |  | 地 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 新生信託銀行株式会社 | 本 |  |  | 店 | 東京都 | 千代田 区 内 | 内幸町 | 2 | - | 1 | - | 8 |

ホ，その他の業務
主要な会社名とその主要な営業所

| 会 社 名 | 営 | 業 | 所 | 名 | 所 |  |  |  |  | 在 |  |  |  |  |  | 地 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 新生インベストメント・マネジメント株式会社 | 本 |  |  | 店 | 東 | 京 都 | 千 代 | 田 | 区 | 内 | 幸 | 町 | 2 | － | 1 | － | 8 |
| 新生債権回収株式会社 | 本 |  |  | 店 | 東 | 京 都 | 千 代 | 田 | 区 | 内 | 幸 | 町 | 2 | － | 1 | － | 8 |

## （5）企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額
（単位：百万円）


ロ．重要な設備の新設等
（単位：百万円）

| 事業セグメント | 内 | 容 | 前 期 末 帳 簿 価 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| その他 の業 務 | 当行目黒プロダクションセンター売却 | 8,836 |  |

（6）重要な親会社及び子会社等の状況
イ・親会社の状況
該当事項はありません。
ロ．子会社等の状況

| 会 社 名 | 所 在 地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金（百万円） | 当行が有する子会社等の議決権比率 （\％） | その他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 株式会社アプラス | 大阪府大阪市 | 信販 業務 | 昭和31年 10月6日 | 47， 250 | 76.71 | － |
| 昭和リース株式会社 | 東京都江 東 区 | リース業務 | 昭和44年 <br> 4月2日 | 24，300 | 96． 42 | － |
| シンキ株式会社 | 東京都 新 宿区 | 金 融 業務 | $\begin{aligned} & \hline \text { 昭和29年 } \\ & \text { 12月1日 } \end{aligned}$ | 16，709 | $\begin{gathered} 96.80 \\ (11.11) \\ \hline \end{gathered}$ | － |
| 新生フィナンシヤル株式会社 | 東 京 都 港区 | 金 融 業務 | 平成 3 年 6月3日 | 66，518 | $\begin{gathered} 100.00 \\ (0.20) \end{gathered}$ | － |
| 新生信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 信託 業務 | 平成 8 年 11月27日 | 5， 000 | 100.00 | － |
| 新生証券株式会社 | 東京都千代田区 | 証券業務 | 平成 9 年 8月11日 | 8，750 | 100.00 | － |

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行が有する議決権比率の（ ）内は，間接所有分（内数）であります。
3．上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は126社，持分法適用会社は30社でありま す。

## 重要な業務提携の概況

1．当行は，以下の金融機関と提携し，ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っ ております。

都市銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，株式会社三井住友銀行，株式会社りそな銀行，株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
中央三井信託銀行株式会社，三菱UFJ信託銀行株式会社，住友信託銀行株式会社，みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社ゆうちょ銀行，商工組合中央金庫，株式会社あおぞら銀行，三浦藤沢信用金庫
2．当行は，株式会社ゆらちょ銀行と提携し，ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。

3．当行は，以下の鉄道会社と提携し，駅構内に当行ATMを設置し，現金入出金のサービスを行っております。
東京地下鉄株式会社（東京メトロ），近畿日本鉄道株式会社
加えて，JR名古屋駅，JR京都駅，JR三鷹駅にも当行ATMを設置し，現金入出金のサービスを行っております。

4．当行は，ビザ・インターナショナルと提携し，海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金 サービスを行っております。

5．当行は，英国において資本市場を通じて企業の年金債務を解消する業務を行うPensions First Group LLP（旧名 Guaranteed Pensions LLP）を他の提携先とともに設立しており ます。

6．当行は，子会社である株式会社アプラスと提携し，同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを行っております。また，平成 20 年 6 月からサービスを開始しております「新生銀行スマートローン」について，保証会社として同社と保証委託契約を締結しております。

7．当行は，株式会社セブン銀行と提携し，販売チャネルと商品・サービスの相互利用•協力 に合意しており，当行と株式会社セブン銀行による共同ATMコーナーを展開しております。

8．当行は，株式会社東和銀行と業務提携を行っております。
9．当行は，平成21年2月3日に当行グループにおけるコンシューマーファイナンス事業の今後のグループ企業価値の継続的向上の実現を目的として，シンキ株式会社およびGEコン シューマー・ファイナンス株式会社との間で「業務統合•再編成に関する基本合意書」を締結いたしました。またこれに伴い，平成14年3月15日付で当行とシンキ株式会社との間 で締結しておりました業務提携契約を解消いたしました。

10．当行は，医療専門サイト会員に向け，金融商品やサービスに関する情報を提供することを目的に，平成 20 年 7 月 22 日，ソネット・エムスリー株式会社と業務提携の契約を締結いた しました。

## （7）事業譲渡等の状況

イ。重要な事業譲渡，吸収分割又は新設分割該当事項はありません。

口．他の会社の事業の譲受けのらち重要なもの該当事項はありません。

八．他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のらち重要なもの

| 日 付 | 状 |  | 況 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成20年9月22日 | 当行は平成20年9月22日に，GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月 に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）およびその子会社につき，GEジャパン・ホー ルディングス株式会社より，5，800億円で取得いたしました。 |  |  |  |
| 平成21年2月4日 | 当行および当行の子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成 21 年 4月に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）は，当行の上場子会社であるシンキ株式会社の株式を対象とする公開買付けを平成21年2月4日より実施し，平成21年3月18日 をもって終了いたしました。その結果，同社の所有議決権数およびその議決権総数に対 する所有割合は以下の通り異動いたしました。 |  |  |  |
|  |  |  | 所有議決権数 | 議決権総数に対する所有割合 |
|  | 当行 | 公開買付け前 | 1，024，300個 | 67．77\％ |
|  |  | 公開買付け後 | 1，295，074個 | 85．69\％ |
|  | （参考） |  |  |  |
|  | GEコンシューマー . <br> ファイナンス株式会社 | 公開買付け前 | －個 | 00．00\％ |
|  |  | 公開買付け後 | 167，972個 | 11．11\％ |

二．吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの該当事項はありません。
（8）その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

## 2．会社役員に関する事項

## （1）会社役員の状況

## イ．取締役

（年度末現在）

| 氏 名 | 地位及び担当，委員会 |  | 重 要な兼職 | そ の 他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 八 城 政 基 | 取締役会長 | 指名 | － | 平成21年1月14日報酬委員辞任平成21年1月14日指名委員就任 |
| ティエリーポルテ | 取締役 | 指名 | － | 平成20年11月12日辞任 |
| マイケル J．ボスキン | 取締役（社外） | 指名 | スタンフォード大学 教授 | － |
| エミリオ ボティン | 取締役（社外） | 報酬 | サンタンデールグループ 会長 | － |
| J．クリストファー フラワーズ | 取締役（社外） | 指名 報酬 | J．C．フラワーズ社 会長 | － |
| 伊 藤 侑 徳 | 取締役（社外） | 監査 | 株式会社CEA J a p a n代表取締役社長 | － |
| 可 児 滋 | 取締役（社外） | 監査 | 横浜商科大学 教授 | － |
| フレッド H．ラングハマー | 取締役（社外） | 報酬 | エスティローダー株式会社海外事業専属会長 | － |
| 槙 原 稔 | 取締役（社外） | 指名＊報酬 | 三菱商事株式会社 相談役 | － |
| 松 本 大 | 取締役（社外） | 指名 | マネックスグループ株式会社代表取締役社長 | － |
| 長 島 安 治 | 取締役（社外） | 監査 | 弁護士 | － |
| 小 川 信 明 | 取締役（社外） | 監査 | 弁護士 | － |
| 高 橋 弘 幸 | 取締役（社外） | 監査＊ | － | － |
| ジョン S．ワズワース Jr． | 取締役（社外） | 報酬＊ | モルガン・スタンレー アドバイザリーディレクター | － |

（注）＊は各委員会の委員長であります。

## 口．執行役

（年度末現在）


| 氏 名 | 地 位 及 び担 当 | 重要な兼職 | その 他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 土 屋 貴 | 執行役 <br> アドバイザリー本部長 | － | － |
| ティエリーポルテ | 代表執行役 社長最高経営責任者 | － | 平成20年11月12日辞任 |
| 伊 藤 彰 | 代表執行役 専務執行役 コーポレートガバナンス部門長 ジェネラ ルカウンセル | － | 平成21年3月11日辞任 |
| 小 島 一 美 | 常務執行役 | － | 平成21年2月28日辞任 |
| トーマス ペダーセン | 執行役 <br> 人事・コミュニケーション部門長 | － | 平成21年2月28日辞任 |

（2）会社役員に対する報酬等当事業年度にかかる役員の報酬等の総額

| 区 分 | 支 | 給 人 数 | 報 | 酬 等 | 摘 | 要 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 取 締 役 | （内 | $\begin{array}{r} 13 \text { 名 } \\ \text { 退任済み } 1 \text { 名) } \end{array}$ |  | 166百万円 <br> 内 報酬以外の金額22百万円） |  |  |
| 執 行 役 | （内 | $\begin{gathered} \hline 27 \text { 名 } \\ \text { 退任済み } 11 \text { 名) } \end{gathered}$ |  | 2,776 百万円 報酬以外の金額1，390百万円） |  |  |
| 計 | （内 | $\begin{gathered} \hline 40 \text { 名 } \\ \text { 退任済み12名) } \end{gathered}$ |  | 2, 942百万円 <br> 報酬以外の金額1，412百万円） |  |  |

（注）1．当行は，執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。
2．取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。
3．当事業年度にかかる事業報告から会社役員に対する報酬等の開示基準が変更されました。この変更 に伴い，第8期定時株主総会の終結の日（平成20年6月25日）の翌日以降に在任していた取締役及 び執行役の報酬等に加え，当事業年度の開始前に既に退任している取締役及び執行役の報酬等，及 び，第8期定時株主総会の終結の日（平成20年6月25日）をもって退任した取締役及び執行役の報酬等についても，開示の対象としております。また，同じく開示基準の変更により，当事業年度よ り上記報酬以外の金額には，以下の項目の金額を含めて記載しております。

- 過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に支給した株価連動報酬
- 過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用
- 過事業年度における職務執行の対価として翌事業年度以降に支給予定の株価連動報酬

4．上記金額には，当事業年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。

| 取締役 1 名 | 4 百万円 |
| :--- | ---: |
| 執行役 5 名 | 93 百万円 |

5．開示基準の変更により，当事業年度にかかる会社役員に対する報酬等は，過事業年度との比較が困難となっております。なお，前事業年度にかかる会社役員に対する報酬等の開示基準に従った場合 の前事業年度及び当事業年度にかかる取締役及び執行役の退職慰労金以外の報酬等の総額は以下の通りとなります。

平成19年度
（第8期）
156百万円
取締役
執行役
合計

1，727百万円
1,883 百万円

平成 20 年度
（当期）
156百万円
1，560百万円
1，716百万円

6．報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関 する方針は，次の通りとなります。
（1）基本方針
役員報酬は，以下の項目に基づき決定するものとする。

- 役員の業績
- 当行の収益動向
- マーケット水準

役員報酬は，トータル報酬といら観点から決定するものとする。
（2）取締役報酬について
グローバルスタンダードに基づき，トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は定額報酬，株価連動報酬，退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。
（3）執行役報酬について
トータル報酬の目的は以下の通りとする。

- 業務執行能力の高い人材の確保
- 当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること

トータル報酬は定額報酬，業績連動報酬，株価連動報酬，退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。トータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。また外国人執行役にはこれを考慮した一定のフリンジベネフィットを供与するものとする。なお，こ こでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

## 3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼任その他の状況

| 氏 名 | 兼 任 そ の 他 | の 状 況 |
| :---: | :---: | :---: |
| マイケル J．ボスキン | エクソン・モービル・コーポレーション オラクル・コーポレーション | 社外取締役社外取締役 |
| エミリオ ボティン | $\begin{aligned} & \text { サンタンデール銀行 } \\ & \text { サンタンデール・インベストメント } \\ & \text { ポルタル・ユニバーシア アンド アフィリエーツ } \end{aligned}$ | 会長（業務執行者） <br> 会長（業務執行者） <br> 会長（業務執行者） |
| J．クリストファー フラワーズ | $\begin{aligned} & \text { J. C. フラワーズ社 } \\ & \text { エンスターグループ } \\ & \text { ケスラーグループ } \end{aligned}$ H S Hノルド銀行 フラワーズ・ナショナル銀行 | 会長（業務執行者） <br> 社外取締役 <br> 社外取締役 スーパーバイザリーボードメンバー <br> 会長 |
| 伊 藤 侑 徳 | 株式会社CEAA J a p a n | 代表取締役社長 |
| 可 児 滋 | 拓殖大学大学院 <br> 日本証券アナリスト協会 | 客員教授理事 |
| フレッド H．ラングハマー | $\begin{aligned} & \text { アメリカン・インスティテュート フォー } \\ & \text { コンテンポラリー・ジャーマン・スタディーズ } \\ & \text { ウォルト・ディズニー社 } \end{aligned}$ | 共同会長社外取締役 |


| 氏 | 名 | 兼 任 そ の 他 | の 状 況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 槙 | 原 稔 | 三菱UF J証券株式会社 <br> 三菱倉庫株式会社 <br> 株式会社三菱総合研究所 <br> 株式会社東京海上ホールディングス | 社外取締役社外取締役社外取締役社外取締役 |
| 松 | 本 大 | マネックスグループ株式会社 <br> マネックス証券株式会社 <br> WRハンブレクトジャパン株式会社 <br> マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社 <br> 株式会社東京証券取引所グループ <br> 株式会社東京証券取引所 | 代表取締役社長 （業務執行者） <br> 代表取締役社長 （業務執行者） <br> 取締役（非常勤） <br> 取締役（非常勤） <br> 社外取締役 <br> 社外取締役 |
| 長 | 島 安 治 | 日本オーチス・エレベータ株式会社 <br> いすゞ自動車株式会社 <br> 大阪ヒルトン株式会社 | 社外取締役社外監査役社外監査役 |
| 小 | 川 信 明 | 長谷川香料株式会社 | 社外監査役 |
| 高 | 橋 弘 幸 | パナソニック株式会社 <br> 協和発酵キリン株式会社 | 社外監査役社外監査役 |
| ジョン | S．ワズワース Jr． | $\begin{aligned} & \text { マニトゥ・ベンチャー } \\ & \text { シーユァン・ベンチャー } \\ & \text { ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツ } \end{aligned}$ | パートナー <br> 会長 <br> 社外取締役 |

（注）J．クリストファー フラワーズ氏が会長を務めるJ．C．フラワーズ社あるいはその関連会社がジェ ネラルパートナーとなる案件に当行が参加しているものがあります。その他の社外取締役が業務執行者である会社との間において重要な取引はありません。

## （2）社外役員の主な活動状況

| 氏 名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況監査委員会への出席状況 | 取締役会における発言 その他の活動状況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| マイケル J．ボスキン | 9 年 | 当事業年度開催の取締役会 10回中9回出席 | 専門分野である経済の観点から議案等に関し必要な発言を適宜行っております。 |
| エミリオ ボティン | 8年11ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中 1 回出席 | 主に当行のリテール業務に関連する分野 の議案について銀行経営者としての専門的見地から必要な発言，助言を適宜行っ ております。 |
| J．クリストファー フラワーズ | $\begin{gathered} \text { 社外取締役 } \\ 8 \text { 年 } \\ \text { 取締役 (翡勤) } \\ 1 \text { 年 } \end{gathered}$ | 当事業年度開催の取締役会 10回中 7 回出席 | 議案，審議全般において，金融に関する豊富な知識に基づき，必要な発言，助言 を適宜行っております。 |
| 伊 藤 侑 徳 | 1年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全て，監査委員会 13回中全てに出席 | 銀行業務に関する豊富な知識と経験に基 づき，議案全般において必要な発言を適宜行っております。 |
| 可 児 滋 | 4年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全て，監査委員会 13回中全てに出席 | 専門分野であるリスク管理の観点から議案，審議について必要な発言，助言を適宜行っております。 |
| フレッド H．ラングハマー | 3年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中 5 回出席 | 特にリテール業務に関しコンシューマー分野の経営者としての豊富な経験，専門的見地から必要な発言，助言を適宜行っ ております。 |
| 槙 原 稔 | 9 年 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全てに出席 | 経営者としての豊富な経験に基づき，議案全般において必要な発言を適宜行って おります。 |
| 松 本 大 | 9 ヶ月 | 平成20年6月就任後当事業年度開催の取締役会9回中全てに出席 | 金融に関する豊富な知識と経営者として の経験に基づき，議題全般において必要 な発言を適宜行っております。 |
| 長 島 安 治 | 4年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全て，監査委員会 13回中全てに出席 | 必要に応じ，主に弁護士としての専門的見地，他社社外役員としての経験から議案，審議につき発言，助言を行っており ます。 |
| 小 川 信 明 | 常勤監査役 1年 <br> 社外取締役 9年 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全て，監査委員会 13回中全てに出席 | 必要に応じ，主に弁護士としての専門的見地，他社社外監査役の経験に基づき，議案，審議につき発言，助言を行ってお ります。 |


| 氏 名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況監査委員会への出席状況 | 取締役会における発言 その他 の活動状況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 高 橋 弘 幸 | 2年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全て，監査委員会13回中全てに出席 | 他社監査役を含めた豊富な業務経験に基 づき，また監査委員会委員長として，議案，審議全般に関し，必要な発言，助言 を行っております。 |
| ジョン S．ワズワース Jr． | 3年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中 9 回出席 | 豊富な業務経験に基づき，議案全般にお いて必要な発言を適宜行っております。 |

（3）責任限定契約

| 氏 名 | 責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要 |
| :---: | :---: |
|  | 社外取締役は，会社法第427条第1項に基づき，任務を总ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし，かかる任務懈总により当行に損害を与えた場合，社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないとき は，会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。 |

（4）社外役員に対する報酬等

|  | 支 給 人 数 | 銀行から受けている報酬等 | 銀行の親会社等から受けている報酬等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 報酬等の合計 | （内 退任済み1名） | （内 報酬以外の金額22百万円） | － |

（注）1．上記報酬以外の金額22百万円は，過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上 した株価連動報酬関連費用となります。
2．上記金額には，当事業年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。取締役1名4百万円
（5）社外役員の意見
該当事項はありません。

4．当行の株式に関する事項
（1）株式数
発行可能株式総数
4，000，000千株発行済株式の総数

> 2, 060, 346千株
（注）株式数は，千株未満を切り捨てて表示しております。
（2）当事業年度末株主数
（3）大株主

| 株 主の氏名又称 | 当 | ～の | 出 | 資 | 状 況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 持 | 株 数 | 持 | 株 | 比 率 |
| SATURN IV SUB LP（JPMCB 380111） | 322，964千株 |  | 16． $44 \%$ |  |  |
| 預 金 保 険 機 構 | 269，128千株 |  | 13． $70 \%$ |  |  |
| 株 式 会 社 整 理 回 収 機 構 | 200，000千株 |  | 10．18\％ |  |  |
| SATURN JAPAN III SUB C．V．（JPMCB 380113） | 110，449千株 |  | 5． $62 \%$ |  |  |
| SATURN V C．V．（JPMCB 380114） | 70，708千株 |  | 3． $60 \%$ |  |  |
| GOLDMAN．SACHS \＆C0．REG | 68， 000 千株 |  | 3． $46 \%$ |  |  |
| ASTYANAX CORPORATION 380098 | 66， 000 千株 |  | 3． $36 \%$ |  |  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4G） | 58，900千株 |  | 2．99\％ |  |  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 40，001千株 |  | 2．03\％ |  |  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 28，390千株 |  | 1． $44 \%$ |  |  |

（注）1．持株数は，千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は，自己株式（ 96,427 千株）を控除し，小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。
3．「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより，株主名簿上でカナ表記を確認できない株主については株主名簿どおりアルファベット表記としました。
4．当事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の 10 分の 1 以上の数を有する株主は， SATURN IV SUB LP（JPMCB 380111），預金保険機構，株式会社整理回収機構の 3 名です。
5．ASTYANAX CORPORATION 380098名義の株式は，当行取締役である J．クリストファー フラワーズ氏 が実質的に保有する株式として，当行が報告を受けている株式です。
6．テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（Templeton Global Advisors Limited） ほか共同保有者計 4 社が平成 20 年 12 月 5 日（報告義務発生日：平成20年11月28日）に関東財務局に提出した変更報告書No． 5 には，共同保有者が当行株式を合計 84,964 千株保有している旨の記載があり ますが，株主名義及び各当該名義の保有株式数は確認できません。上記の記載は当行の株主名簿に よっています。

5．当行の新株予約権等に関する事項
（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

|  | 第1回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成16年6月24日 | 平成17年6月24日 |
| 発行日 | 平成16年7月1日 | 平成17年6月27日 |
| 発行した新株予約権の数 | 9，455個 | 4，922個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 427個／13名 | 447個／11名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | 225個／9 名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 （新株予約権 1 個につき， 945,000 株 1,000 株） | 普通株式 $\quad 3,368,000$ 株 （新株予約権 1 個につき 1,000 株） |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 684円 | 601円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成18年7月1日から平成26年6月23日 | 平成19年7月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は，平成18年7月1日 から平成19年6月30日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数が生じる場合は，1個に切り上げる）に限っ て権利を行使することができる。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成16年 6 月 24 日開催の第 4 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成19年7月1日か ら平成20年6月30日までの間は，原則として付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第 5 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成17年6月24日 | 平成17年6月24日 |
| 発行日 | 平成17年6月27日 | 平成17年6月27日 |
| 発行した新株予約権の数 | 2，856個 | 1，287個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 394個／3 名 | 192個／10名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 2,153,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 907,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 601円 | 601円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成17年7月1日から平成27年6月23日 | 平成19年7月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行らこと ができるのは，原則として平成19年 7月1日以降とし，さらに平成19年 7月1日から平成20年6月30日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行らこと ができるのは，原則として平成20年 7月1日以降とし，さらに平成20年 7月1日から平成 22 年 6 月 30 日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第8回新株予約権 | 第9回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成17年6月24日 | 平成17年9月23日 |
| 発行日 | 平成17年6月27日 | 平成17年9月28日 |
| 発行した新株予約権の数 | 561個 | 157個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 84個／2 名 | 108個／1 名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 295,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき1,00株) } \end{array}$ | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 157,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 601円 | 697円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成17年7月1日から平成27年6月23日 | 平成19年7月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行らこと ができるのは，原則として平成20年 7月1日以降とし，さらに平成20年 7月1日から平成22年6月30日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成19年7月1日か ら平成20年6月30日までの間は，原則として付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第10回新株予約権 | 第13回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成17年9月23日 | 平成18年5月23日 |
| 発行日 | 平成17年9月28日 | 平成18年5月25日 |
| 発行した新株予約権の数 | 53個 | 5，342個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 36個／1 名 | 436個／14名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | 225個／9 名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 53,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき1,00株) } \end{array}$ | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 3,706,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 697円 | 825円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成19年7月1日から平成27年6月23日 | 平成20年6月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行らこと ができるのは，原則として平成20年 7月1日以降とし，さらに平成20年 7月1日から平成22年6月30日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成 20 年 6 月 1 日か ら平成21年5月31日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（1 個に満たない数が生じる場合は， 1 個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第14回新株予約権 | 第15回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成18年5月23日 | 平成18年5月23日 |
| 発行日 | 平成18年5月25日 | 平成18年5月25日 |
| 発行した新株予約権の数 | 3，027個 | 1，439個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 205個／2 名 | 192個／13名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 2，440，000株 <br> （新株予約権 1 個につき 1,000 株） | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 1,042,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 825円 | 825円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成18年6月1日から平成27年6月23日 | 平成20年6月1日から平成27年6月23日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと ができるのは，原則として平成20年 6月1日以降とし，さらに平成20年 6月1日から平成21年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第 5 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行らこと ができるのは，原則として平成21年 6月1日以降とし，さらに平成21年 6月1日から平成23年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第16回新株予約権 | 第17回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成18年5月23日 | 平成19年5月9日 |
| 発行日 | 平成18年5月25日 | 平成19年5月25日 |
| 発行した新株予約権の数 | 331個 | 3，306個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 17個／1 名 | 459個／10名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | 100個／10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 118,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ | 普通株式 2，675，000株 （新株予約権 1 個につき 1,000 株） |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 825円 | 555円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成18年6月1日から平成27年6月23日 | 平成21年6月1日から平成29年5月8日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行らこと ができるのは，原則として平成20年 6月1日以降とし，さらに平成20年 6月1日から平成21年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成17年 6 月 24 日開催の第 5 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成 21 年 6 月 1 日か ら平成 23 年 5 月 31 日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（1 個に満たない数が生じる場合は， 1 個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成18年 6 月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第18回新株予約権 | 第20回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成19年5月9日 | 平成20年5月14日 |
| 発行日 | 平成19年5月25日 | 平成20年5月30日 |
| 発行した新株予約権の数 | 1，480個 | 2，830個 |
| 会社役員の保有状況 |  |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 83個／3 名 | 635個／9 名 |
| 社外取締役の保有状況 | － | 110個／11名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 1,225,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ | $\begin{array}{cc} \text { 普通株式 } & 2,308,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき } 1,000 \text { 株) } \end{array}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 555円 | 416円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成19年6月1日から平成29年5月8日 | 平成 22 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 13 日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと ができるのは，原則として平成21年 6月1日以降とし，さらに平成21年 6月1日から平成23年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成18年 6 月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 （2）新株予約権者は平成 22 年 6 月 1 日か ら平成 24 年5月31日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（ 1 個に満たない数が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成19年 6 月 20 日開催の第 7 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第21回新株予約権 |
| :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成20年5月14日 |
| 発行日 | 平成20年5月30日 |
| 発行した新株予約権の数 | 2，081個 |
| 会社役員の保有状況 |  |
| 取締役及び執行役の保有状況 <br> （社外取締役を除く） | 37個／1 名 |
| 社外取締役の保有状況 | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 $\quad 1,635,000$ 株 （新株予約権 1 個につき 1,000 株） |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 416円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成20年6月1日から平成30年5月13日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと ができるのは，原則として平成 22 年 6月1日以降とし，さらに平成22年 6月1日から平成 24 年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成19年 6 月 20 日開催の第 7 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

|  | 第20回新株予約権 | 第21回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成20年5月14日 | 平成20年5月14日 |
| 発行日 | 平成20年5月30日 | 平成20年5月30日 |
| 発行した新株予約権の数 | 2，830個 | 2，081個 |
| うち使用人に対する発行個数 | 2，085個／104名 | 2，044個／29名 |
| うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数 | － | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 2，308，000株 <br> （新株予約権 1 個につき 1,000 株） | 普通株式 $1,635,000$ 株 （新株予約権 1 個につき 1,000 株） |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 416円 | 416円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成 22 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 13 日 | 平成20年6月1日から平成30年5月13日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成 22 年 6 月 1 日か ら平成 24 年5月31日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（ 1 個に満たない数が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成19年 6 月 20 日開催の第 7 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者が権利行使を行うこと ができるのは，原則として平成 22 年 6月1日以降とし，さらに平成22年 6月1日から平成 24 年5月31日まで の間は，付与された新株予約権の数 の 2 分の 1 以内（ 1 個に満たない数 が生じる場合は，1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使するこ とができる。ただし，「新株予約権付与契約書」の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成19年 6 月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 |  |


|  | 第22回新株予約権 | 第23回新株予約権 |
| :---: | :---: | :---: |
| 取締役会決議日 | 平成20年6月25日 | 平成20年11月12日 |
| 発行日 | 平成20年7月10日 | 平成20年12月1日 |
| 発行した新株予約権の数 | 203個 | 97個 |
| うち使用人に対する発行個数 | － | － |
| うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数 | 203個／43名 | 97個／17名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | $\begin{gathered} \text { 普通株式 } 203,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき1,000株) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 普通株式 } 97,000 \text { 株 } \\ \text { (新株予約権 } 1 \text { 個につき1,000株) } \end{gathered}$ |
| 新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額 | 407円 | 221円 |
| 新株予約権を行使するこ とができる期間 | 平成 22 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 24 日 | 平成22年12月1日から平成30年11月11日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成 22 年 7 月 1 日か ら平成 24 年 6 月 30 日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（1 個に満たない数が生じる場合は， 1 個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成 20 年 6 月 25 日開催の第 8 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 | （1）新株予約権者が死亡した場合，新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り，本新株予約権の相続を認める。 <br> （2）新株予約権者は平成 22 年 12 月 1 日か ら平成24年11月30日までの間は，付与された新株予約権の数の 2 分の 1以内（1 個に満たない数が生じる場合は， 1 個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ただし，「新株予約権付与契約書」 の定めにより，全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 <br> （3）新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 <br> （4）その他の条件については，平成 20 年 6 月 25 日開催の第 8 期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基 づき，当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」 に定めるところによる。 |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権 | 無償で発行 |

## 6．会計監査人に関する事項

## （1）会計監査人の状況

| 名 称 | 当事業年度に係る報酬等 | （百万円） | そ の 他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 監査法人トーマツ | 監 査 証 明 業 務 | 421 | 監查証明業務以外の業務には，自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。 |
|  | 監査証明業務以外の業務 | 58 |  |
|  | 報 酬 等 計 | 479 |  |

（注）1．指定社員は後藤順子氏，松本繁彦氏，鈴木順二氏の 3 名です。
2．「監査証明業務」とは公認会計士法第 2 条第 1 項に該当する業務です。
3．当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当事業年度に係る報酬等は以下のと おりです。

（2）責任限定契約
該当事項はありません。
（3）会計監査人に関するその他の事項
イ．会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査委員会は，以下の各項のいずれかに該当する場合に会計監査人の解任または不再任に つき審議し，解任または不再任が相当と認める場合には必要な決議を行う方針です。
1．会社法第337条第3項各号の規定のいずれかに抵触する場合
2．会社法第 340 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合
3．その他会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合

口．会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関 する方針
当行定款第 35 条に定める会社法第 459 条第 1 項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては，財務の健全性•安定性•効率性を勘案しつつ，柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

$$
-42-
$$


#### Abstract

なお，中長期的な今後の配当方針としましては，収益動向等の経営成績やその将来の見通 しを踏まえ，グローバルスタンダードに基づき株主の皆様への収益配分を図っていくことを基本的方針と考えておりますが，安全性や内部留保とのバランスにも留意の上，公的資金注入行に課せられている経営健全化計画等の制約のもと，総合的に判断していく所存でありま す。


## 7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8．業務の適正を確保する体制

会社法第416条第1項第1号ロおよび木ならびに会社法施行規則第112条第1項および第2項に基づき委員会設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）については，当行では「内部統制規程」およびその関連規程等に詳細を定め，取締役会において決議しており，執行役は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築•運用義務を負うとともに，全執行役•職員がこれに従うことを義務付けております。その概略は以下 のとおりです。

なお，当行は，平成16年6月に旧商法および旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下，「旧商法特例法」と言います。）に基づき委員会等設置会社に移行した時点におい て，旧商法特例法および旧商法施行規則に定められた監査委員会の職務の遂行のために必要な事項として，取締役会において「内部統制規程」を定める決議を行い内部統制システムの構築を図っ ていたものでありますが，平成18年5月の会社法施行に伴い「内部統制規程」に必要な改定を行っ た上，改めて取締役会において決議しております。さらに，内部統制システムの状況について，取締役会に対しても定期的に報告が行われております。
（1）監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第 1 項第1号）
当行は，監査委員会の職務を補助するため監査委員会事務局を設置し，監査委員会事務局の責任者である監査委員会事務局部長および同事務局所属の従業員を監査委員会の職務を補助す べき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負らものとしています。
（2）前項の取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第2号）
監査委員会事務局は，監査委員会に直接報告を行っており各執行役および業務執行からは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命•解雇•配置等人事異動につい ては監査委員会の同意を得ることとし，監査委員会事務局部長の人事異動については監査委員会の同意を得た上で取締役会がこれを決定するものとしております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査委員会の同意を得ることとしております。このように，監査委員会の職務を補助 すべき使用人について執行役からの独立性を確保しております。
（3）執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関 する体制（会社法施行規則第 112 条第 1 項第 3 号）
執行役および従業員は，監査委員会に対して，当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項，そのほか取締役会又は監査委員会が定める事項を遅滞なく，報告することとしています。かかる報告については，執行役は直接，従業員は監査委員会事務局を経由して，監査委員会に報告するものとし，原則として書面により行われるもの としています。そして，監査委員会事務局は，監査委員会または予め指名された監査委員から の命令に従い，上記報告をなした執行役または従業員から事情を聴取することとしております。
（4）その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 112条第1項第4号）
執行役および従業員は，監査委員会の監査に対して協力し，これを妨げるような行為をして はならないとされているほか，監査委員会は必要に応じ，法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。
（5）執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第 416 条第 1 項第 1 号ホ，会社法施行規則第 112 条第 2 項第 4 号）
執行役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として，当行は「新生銀行行動規範」を定めており，個々の役職員全員が遵守すべきもの としております。


#### Abstract

「新生銀行行動規範」においては，法規および社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分が課せられることがあることが規定され，役職員に対し法規および社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し，本規範を理解し遵守 することを書面等で定期的に誓約•確約することを義務付けております。

この規範の下，必要に応じた社内手続を設け，役職員の行動を詳細に規制しております。


（6）執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第112条第2項第1号）
執行役の職務の執行にかかる情報については，その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存•管理に努めることとし，監査委員会の請求に応じて随時提供することとし ております。そのほか，執行役および従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い，管理することとしております。

「情報セキュリティポリシー」では，情報を重要な資産と認識し，情報資産を適切に管理•保護することとしております。また，情報セキュリティを，情報資産をその特性に応じて適切 に管理し，機密性•完全性•可用性を確保•維持することと定義し，これを実現することを目的とし，法令の遵守，必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与，必要な体制の構築•運用，情報資産の分類•管理の実施および教育•訓練の実施等に関して規定しております。
（7）損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第112条第2項第2号）
損失の危険の管理のため，当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め，同ポリ シーに沿ったリスク管理体制を構築しております。

「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では，当行および当行グループが抱えるリスクの総和を把握し，能動的な管理を行うための基本方針を定めており，そのリスク管理は「マクロ アプローチ」（経営機関による資本•資源の配分と評価）と，「規格化された業務管理フレー ムワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制とし ております。具体的な「業務管理フレームワーク」として，①信用リスク，市場リスク，流動性リスク，オペレーショナルリスク，投資リスクといったリスクの属性区分，②リスクポリシー委員会，複合リスク案件委員会，クレジット委員会，ALM／市場リスク委員会，新規事業•商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成•目的•使命•機能，および（3）リスク管理部門の機能•役割と責任等を規定しております。
（8）執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第3号）
当行執行役は，執行役の職務権限と責任などを定めた「執行役規程」に従い，日々の業務執行を行うこととしております。

「執行役規程」には，執行役の選任•解任の基準のほか，法令等の遵守，善管注意義務•忠実義務，競業避止義務，利益相反行為の禁止，取締役会への報告義務，当行に著しい損害を及 ぼす恐れのある場合の対応，職務執行にかかる情報の保存および管理など執行役の職務の執行 が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。
（9）当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保 するための体制（会社法施行規則第112条第2項第5号）
当行全体の経営方針やビジネスプランおよびリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため，各子会社•関連会社の主管部を定め，主管部が各子会社•関連会社の経営全般の指導•管理を行う体制を構築しております。そのほか，当行の子会社•関連会社の経営指導•管理は当行の「子会社•関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社•関連会社ポリシー」は（1）子会社•関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時 に当行全体の戦略や方向性との整合性確保，（2）当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導，（3）子会社•関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守，レピュテーションの維持，適切な内部統制の確立という子会社•関連会社の管理の 3 つの責務を明示し，当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし，主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任，子会社•関連会社の責務，子会社•関連会社にかかわる当行役職員 の責務，その他当行役職員の責務等，子会社•関連会社の経営指導•管理に関して規定してお ります。
（10）その他
当行では，取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で，市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し，その不当な介入を常に妨げ るとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために，監査部は当行が定める「内部監査規程」 に基づき内部監査を行い，その結果を執行役社長および監査委員会に対して報告することとして おります。

9．会計参与に関する事項
該当事項はありません。

10．その他
該当事項はありません。

